

監査公告第 15 号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 12 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 6 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

## 公の施設の指定管理者監査結果にかかる措置報告

指定管理施設：かが交流プラザさくら

指定管理者：公益社団法人 加賀市シルバー人材センター

### 監査結果（指摘事項）と対応

#### 所管課に対する監査結果

##### (1) 事業計画について

施設設置後 2 年 9 月経過する中で、指定管理者から提出された事業計画書の一部で、実態に合っていない箇所が見受けられる。協定書第 17 条に規定する単年度ごとの事業計画において、適正な範囲において見直しが必要である。

例えば、貸室利用者を対象として利用者アンケートや苦情処理のための「お客様説明マニュアル」については、必要性が乏しいように感じるものの、未実施にもかかわらず記載されたままである。

また、「レストランさくら」の開始や駐車場に関する修繕や除雪対応、複合的活用ならではの全体の庶務業務など、当初見込めなかった業務の増加に対し、指定管理料を約 0.7 人/月として加算しているにも関わらず、事業計画書に相当分の人員体制と業務内容が明記されていないままである。

より良い事業計画（協定書、仕様書等の見直し）が提出されるよう、所管課としての指導を期待する。

#### 措 置

当初予定していた「お客様説明マニュアル」の作成については、指定管理者職員の対応方針が定められているため、今後も作成の予定が無いことから、事業計画書から削除することとし、人員体制および業務内容の増加についての明記につきましては、協定書および事業計画書等の内容を訂正することとします。以上について、次年度（令和 2 年度）から変更するよう指導してまいります。

##### (2) 自主事業の位置づけ

「レストランさくら」の取り組みについては、非常にすぐれた取り組みと考えるが、現在、活動支援（補助金）との関係上、シルバー人材センター本体の事業として位置づけて整理されている。

まちなかの賑わい創出、施設利用の促進といった観点から見ても、指定管理業務に大いに貢献していることから、将来的には指定管理業務内の自主事業に整理して、効果を高めることも検討されたい。

## 措 置

まちなかの賑わい創出、施設利用の促進から見ても、「レストランさくら」の取組みは非常に大きな役割があると考えております。指定管理業務の自主事業に含めることについては、今後のさくら全体およびレストランの利用状況等を十分に見極め、指定管理者であるシルバー人材センターと協議を行ってまいりたいと考えております。

## 指定管理者に対する監査結果

### (1)利用促進

施設の管理運営にあつては、当初見込めなかった業務や複合的利用の施設ならではの苦労がある中で、当該施設の設置目的をよく理解され、積極的に取り組まれていることが見てとれた。

貸館施設としては難しい貸室の利用促進についても、シルバー人材センターの会員などを通じて、各種講座を開催し参加を呼びかけるなど、独自の工夫も凝らしている。

資料によれば、令和元年度の上半期の利用者は36,875人であり、前年同期の42,221人と比べて、やや減少しているが、今後も継続した取り組みを期待している。

## 措 置

令和元年度の上半期の利用者数がやや減少に転じましたが、下半期は順調に増加しており、年間を通しては昨年度と同等の利用者数を見込んでいます。

今後はより効率的な貸館運営を行うため、指定管理者として集客が見込めるような企画を立案し、加賀市や入居団体等と協力しながら、引き続き利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

### (2)情報発信

利用者側から見れば、無料の貸室と広い駐車場を備えている利便性の高い施設である。入居団体はもとより、いわゆる公共的団体への案内など、あらゆる場面を活用して、施設の情報発信に努められることを期待している。

## 措 置

現在の施設環境を十分に生かし、イベントなどの情報発信をさらに積極的に行う予定をしています。個人や公共的な団体などの利用者が求めている情報を、市関連施設や大型スーパーへのポスター提示、新聞折り込みチラシ、広報かが、シルバー人材センターホームページ等で周知するなど、幅広い世代の方に見ていただけるよう情報発信を行ってまいります。